

## 指定工事店指定更新申請手続について

申請書類作成時に内容をご確認ください。

なお、広域連携の対象市町に本店営業所を置く工事店においては、本店営業所所在地の市町における指定工事店証の写しによって省略できる添付書類がありますので、別紙「広域連携について」をご確認ください。

1) 公共下水道排水設備指定工事店（指定・指定更新）申請書（別記様式第1号）

2) 添付書類

次の①～⑫までを確認し、必要なものをご用意ください。

①誓約書（別記様式第2号）

日付（申請日）、必要事項を記入し、押印してください。

②代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

注：写しとはコピーのことではありません。

○会社概要・事業内容についての書類

### ★個人事業者の場合

③事業経歴書（別記様式第3号）

### ★法人の場合

④商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※登記事項証明書の代表者と指定工事店の代表者が異なる場合は委任状が必要です。

⑤定款の写し

※コピーしたのち、原本と相違ない旨を記入し署名押印すること。

⑥営業所の平面図（別記様式第4号上部）

※面積・寸法（間口、奥行）・机の配置状況等を記入してください。

図が枠内に収まりきらない場合は、別紙として添付されても構いません。

⑦付近見取図（別記様式第4号下部）

公共交通機関の下車駅および貴社までの所要時間を記入してください。（必須）

また貴社付近の詳細図のほか、広域図（目印となる建物等を適宜記載）により上記最寄り駅から貴社までの経路がわかるよう図示してください。

図が枠内に収まりきらない場合は、別図として添付しても構いません。

※付近見取図はできるだけ詳細な物をお願いします。

⑧専属責任技術者名簿届出書（別記様式第5号）

新規（新たに登録を行う責任技術者）・解除（退社した責任技術者）の該当する方を○で囲み、日付、必要事項を記入し押印してください。

既に登録されている責任技術者についても記載してください（○は不要）

**⑧の添付書類**

- ・責任技術者証の写し
- ・専属責任技術者との雇用関係を証する書類
- ※責任技術者が申請者（代表者）本人のみの場合は省略可**

次のア～エ中のどれかをご用意ください。

- ア・住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し
- イ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書と保険料領収書の写し
- ウ・従業員全員の賃金台帳の写し
- エ・源泉徴収簿と所得税納付額領収書の写し

**※確認に必要な部分以外は隠されても構いません**

⑨設備及び器材届出書（別記様式第6号）

⑩設備及び器材等の写真（営業所写真含む）

**※新規申請時に確認していますので、変更のない場合は省略しても構いません。**

⑪指定工事店資格取得状況届出書（別記様式第7号）

⑫従事者届出書（別記様式第8号）

従事者とは次の方を対象としています。

**★法人の場合**

登記事項証明書・全部事項証明書に記載された役員と、専属排水設備工事責任技術者

**★個人事業者の場合**

代表者と専属排水設備工事責任技術者

**※退職された方がおられましたら解除を○で囲み、必要事項を記入してください。**

申請の流れ

- すべての工事店の審査が終わりましたら更新手数料の納付書をお送りします。令和8年4月下旬以降に発送する予定です。
- 新しい工事店証は令和8年6月1日以降、土日祝を除く開庁時間内に下水道施設課窓口で、更新前の工事店証と引換でお渡しします。この時誓約書（別記様式13号）を提出していただきます。様式は更新手数料の納付書に同封してお送りします。

# 更新手数料の納入場所について

更新手数料の納入は指定の金融機関でしか行えません。納入する際は留意してください。

納入がなければ申請があっても、新しい工事店証を発行できません。

納付書発送予定日

令和8年4月下旬以降

納入期限

令和8年5月中旬頃（後日送付する納付書に明記）

やむを得ない事情により、期限にまで納入ができない場合は、事前に下水道施設課まで連絡をしてください。

納入場所の一覧については次のとおりです。

納入場所一覧		
広島銀行	広島信用金庫	しまなみ信用金庫
もみじ銀行	呉信用金庫	中国労働金庫
ひろしま農業協同組合	山口銀行	広島市信用組合
	中国銀行	広島県信用組合
広島県信用漁業協同組合連合会		
中国地方5県内のゆうちょ銀行・郵便局		

## 広域連携について

下記の連携市町については、指定工事店資格の更新申請にあたり、**地元市町の指定工事店証の写し**を提出することで、添付書類の一部を省略することができます。

なお令和8年4月1日以降は、この連携市町に島根県鹿足郡吉賀町及び庄原市が追加される予定です。

島根県鹿足郡吉賀町及び庄原市に住所を置く指定工事店で省略を希望される際は4月1日以降に申請してください。

連 携 市 町 (令和8年3月2日時点)		
広 島 県		山 口 県
広島市	安芸郡府中町	岩国市
呉市	安芸郡海田町	柳井市
竹原市	安芸郡熊野町	大島郡周防大島町
三原市	安芸郡坂町	玖珂郡和木町
三次市	山県郡安芸太田町	熊毛郡田布施町
大竹市	山県郡北広島町	熊毛郡平生町
廿日市市	豊田郡大崎上島町	
安芸高田市	世羅郡世羅町	
江田島市		

提出を省略できる書類は以下の通りです。(番号は手続説明の通りです。)

代替できる添付書類
②住民票の写し
③事業経歴書 (個人事業者の場合)
④商業登記簿の謄本 (法人の場合)
⑤定款の写し (法人の場合)
⑥営業所の平面図
⑦付近見取図並びに写真
⑨設備及び器材届出書
⑩設備及び器材等の写真

## 電子申請手続について

指定工事店定更新申請手続は電子申請でも受け付けております。URL は次のとおりです。

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/oyakudachi/online/29864.html#5suido>

(公共下水道排水設備指定工事店 (指定更新) 申請書を選択。)

本申請は排水設備等計画確認申請書関係の電子申請と異なり、利用者登録が必要になります。また本人確認のために次のものが別途必要となります。

- ・ 個人事業主の場合

マイナンバーカードとマイナンバーカードを読み取れる機器が必要になります。

- ・ 法人の場合

法務省が発行する商業登記に基づく電子証明書が必要になります。詳細 URL は次のとおりです。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html)